

平成22年度 第2回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 【招集年月日】 平成23年1月26日（水）
- 【開催日時】 平成23年2月8日（火） 14:00～15:00
- 【会場】 習志野市役所 本庁舎5階 AB会議室
- 【出席者】
（委員） 大木委員、小川委員、櫛方委員、斉藤委員、時田委員、
廣瀬委員、柳委員、山内委員、 以上8名
〈五十音順〉
- （市職員） 荒木市長、高野市民経済部長、小川市民経済部参事、
大矢国保年金課長、上原市民経済部主幹、
伊藤国民健康保険係長、柴野調整係長
〈記録：国保年金課 岩本、三橋、吉川〉
- 【欠席者】
（委員） 田中委員、藤木委員、星野委員、三代川委員、山森委員
以上5名
〈五十音順〉
- 【傍聴者】 0名
- 【議題】
1 諮問事項
①保険料の賦課限度額の改定について
②出産育児一時金について
2 報告事項
①平成21年度国民健康保険特別会計決算について

事務局からの案内

- ・大矢課長（市）より柳委員を紹介した。

開 会

- ・斉藤会長より会議が開会され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 会議録については要点筆記とすること
 - 傍聴希望者なしであることが確認された。
- ・審議に先立ち、荒木市長から挨拶があった。
- ・諮問書の読み上げ後、荒木市長より斉藤会長に諮問書が手渡された。
(この後、市長は公務のため退席)

諮問事項

- ・会長の指示により、大矢課長（市）が諮問事項について、資料に基づき説明をした。

内容は次のとおり。

(1) 保険料の賦課限度額の改定について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条例改正をするもので、医療分を現行の「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金分を現行の「13万円」から「14万円」に、介護納付金分を現行の「10万円」から「12万円」とし、合計では現行の「73万円」から「77万円」に改定する。

この施行令の改正は、平成23年3月に公布、平成23年4月1日施行を予定している。

- ・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑	保険料の滞納者に対し、被保険者証ではなく資格証を交付しているが、資格証の交付によって保険料の収納率は上がったか。
----	--

回答 本市においては、2年6ヶ月経過しても保険料の納付がなく、また何の連絡もない世帯について資格証を交付している。資格証交付世帯の中で、高校生以下の被保険者については被保険者証を交付している。また、病気になり病院にかかりたい場合についても、特別な事情とい

うことで短期被保険者証を交付している。なお、収納率については、前年同時期と比較して、今年度は収納率が改善している。

質疑 現在の収納率はどの程度か。

回答 平成21年度決算において一般被保険者の収納率87.03%、退職被保険者等の収納率は95.27%、全体では87.7%である。

質疑 保険料を払うことが出来るのに払わないという人もいるのでは。主な滞納理由はどのようなものか。また、その対策は。

回答 主な滞納理由は、生活困窮、経営不振、私債返済で滞納世帯全体の約50%を占めている。負担能力のある者に対しては、資産等の差押えをさらに強化していき滞納を削減していきたい。

質疑 滞納世帯に対する滞納対策としての成果はどのようなものか。また、滞納対策としてどのような努力をしているか。習志野市においては、2年連続で賦課限度額を引き上げることになるが、現在の滞納対策についてどのような努力をし、成果をあげているかを把握し、さらに努力するところや工夫するところはないか等を検討すべきではないか。

回答 平成22年度よりコールセンターの開設や、副市長を本部長とした徴収対策本部の立ち上げなどを実施している。また、休日に行っている納付相談については、国保制度を理解をいただくため、国保年金課の職員も参加し、滞納対策に努めている。今後も国民健康保険の主管課である国保年金課と保険料徴収の主管課である税制課との連携を密にとり、引き続き収納率向上に努めていきたい。

質疑 現行の賦課限度額73万円の世帯数と、改定後の賦課限度額77万円の世帯数は、それぞれどのくらいか。

回答 医療分については現行555世帯、改定後525世帯、後期高齢者医療支援金分については現行875世帯、改定後751世帯、介護納付金分は現行606世帯、改定後448世帯となる見込みである。

意見 習志野市の国保財政が厳しいということは理解できた。保険料率の引き上げは低所得者の負担がさらに増えることになるので、到底賛成できないが、賦課限度額の引き上げはやむを得ないと考える。

- ・質疑を終了し、引き続き2番目の諮問事項を大矢課長（市）が資料に基づき説明をした。

内容は次のとおり。

（2）出産育児一時金について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として4万円引き上げられた出産育児一時金を恒久措置として位置づける。また、平成21年1月に行った産科医療補償制度の創設に伴う3万円引き上げについて、一律支給としたものを同制度の該当者のみ加算することに見直すことなどについて説明を行った。

- ・以上の説明に対し、質疑を求めた。

質疑	補償対象として「出生体重2,000g以上かつ妊娠33週以上」で出生した赤ちゃんとあるが、補償対象に根拠規定はあるのか。
----	---

回答	補償対象は、健康保険法施行規則において規定されている。
----	-----------------------------

意見	被用者保険においては、出産育児一時金の支給は産科医療補償制度に該当する場合のみ3万円を上乗せして42万円を支給にしていることから、国民健康保険においても同様にすべき今回の改正は妥当だと思う。
----	---

- ・質疑を終了し、諮問事項の「保険料の賦課限度額の改定について」及び「出産育児一時金について」順次採決を行った。
- ・採決の結果、「保険料の賦課限度額の改定について」は賛成多数、「出産育児一時金について」は全委員の賛成により、諮問事項に同意することを決した。
- ・以上の諮問事項における答申書の作成については、会長に一任することで決した。

報告事項

- ・引き続き、報告事項を大矢課長（市）が資料に基づき説明をした。

内容は次のとおり。

（1）平成21年度国民健康保険特別会計決算について

昨年の10月に行われた決算委員会において認定された、平成21年度国民健康保険特別会計決算について、その概要を説明した。

- ・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 前回の協議会での資料にある平成21年度当初予算額と、今回の資料の平成21年度予算現額との差の理由は。また、歳入の予算現額と決算額の差は。

回答 平成21年度の当初予算額と予算現額との差については、年度途中において補正を行ったものである。また、歳入の予算現額と決算額の差については、歳出における保険給付費や後期高齢者支援金などと連動して、歳入における国や県などからの負担金の変動する仕組みとなっている。したがって、歳出が見込みを下回ると、歳入も減少することとなる。

- ・以上で報告事項が終了した。

閉 会

斉藤会長より閉会が宣言された。

習志野市国民健康保険規則第16条第1項の規定により署名する。

習志野市国民健康保険運営協議会

会 長 _____ (印)